

# ながのこども財団について

令和5年7月14日  
第1回 長野市放課後子ども  
総合プラン推進委員会

資料3

## 1 市としての基本姿勢と4つの目指す在り方・姿

### 市としての基本姿勢

#### 持続可能な事業として充実

- ◆ 家庭だけでなく社会・地域で子どもを支える理念の下、「長野市版放課後子ども総合プラン事業」を持続可能な事業として充実させていく必要がある

#### 福祉的意義と教育的意義の両立

- ◆ 安心して安全な遊び・生活の場であるという福祉的な意義はもとより、多様な体験活動や交流の機会としての教育的な意義を両立させ、子どもの健やかな育ちを支援する必要がある

### 4つの目指す在り方・姿

個々の児童に応じた(適した)支援

多様な体験・学びの提供

小学校、関係機関との更なる連携

#### サービスを維持・向上できる運営体制

- ・ 職員の人事異動や人事交流による支援内容の共有・均質化
- ・ 職員の安定的な確保と育成
- ・ 多様なニーズに応えられる体制の構築
- ・ 職員へのサポート体制の充実
- ・ 市・事業者・施設の三者における指示情報伝達の迅速化

市がより積極的に事業全体をマネジメントできる運営体制を構築するため「ながのこども財団」を設立

## 2 ながのこども財団の設立

法人名称	一般財団法人 ながのこども財団
設立年月日	令和5年2月1日(水)
設立者	長野市
理事長	長野市副市長 西澤 雅樹
事務所所在地	長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第二庁舎2階(こども政策課に隣接)
目的及び事業	(一般財団法人 ながのこども財団 定款より) 第3条 当法人は、長野市内において、全てのこどもの健やかな成長を支援するための活動(以下「こども支援活動」という。)の振興に寄与することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。 (1)長野市放課後子ども総合プラン事業を実施すること (2)こどもの居場所づくり等、こども支援活動に関すること (3)こども支援活動を行う者への支援に関すること (4)こども支援活動を行う者どうしの連携協力の促進に関すること (5)その他当法人の目的を達成するために必要なこと

### 3 ながのこども財団の具体的な取組

項目	具体的な内容
職員が児童に向き合う時間を確保するため事務の効率化など職員の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 経理・給与システム及び勤怠管理システムを導入し、提出書類の削減など施設における事務業務の負担軽減</li><li>➤ 事務兼務職員を原則各校区1名配置</li></ul>
職員が安心して働ける職場の構築及び安定的な職員の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 各施設の管理・監督者である館長の「みなし勤務」を廃止し、常勤管理職として配置</li><li>➤ 柔軟な勤務形態(支援員時給制の設定)</li></ul>
職員体制の安定化のため、ステップアップできる体制を構築	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 支援員及び補助員を統括し、館長不在等の際には施設を代表する主任支援員を配置</li><li>➤ 人事交流制度の再構築</li><li>➤ 資格取得研修ほか各種研修機会の充実</li></ul>
施設職員へのサポート体制の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 指導主事に加えて新たに有資格者(公認心理師等)などの専門支援員を事務局に配置し、巡回指導を行うなど、後方支援体制の構築</li></ul>

## 4 今後の予定

時期		内容	補足
令和5年	5月下旬	ながのこども財団ロゴマーク決定	長野美術専門学校に依頼
	6月1日	ながのこども財団理事会	施設職員就業規則・雇用条件の決定
	6月上旬	現プラン施設職員に対する就業規則・雇用条件等の提示	6/12、13、14にzoomによる説明会を開催 (その後も録画を視聴可能)
	6月下旬 ～7月	施設職員に対する令和6年度の雇用に関する意向調査	6/29開催の館長施設長会で調査票を配布、7/31までに郵送により提出
	8月下旬 ～順次	施設職員との個別面談	原則として、補助員を除く職員全員を予定(補助員は希望者など必要に応じて実施)
	11月～ 12月	各施設の人員体制内定 雇用契約の締結	
令和6年	1～3月	事務全般及び勤怠管理等に関する説明会	各施設を巡回するなどにより説明等を実施
	4月1日	ながのこども財団としてプラン事業運営開始	